

子育て支援活動を行う皆さまへ 2025 年度 グループ保険のご案内

一般財団法人女性労働協会

地域で子育て支援活動を実施するグループ団体等が安心して活動を行えるようにご用意したお奨めの保険です。

◆ 加入要件

女性労働協会がカリキュラムを提供している保育サービス講習会（9 項目・24 時間）を修了した修了生（子育て支援者）で構成された団体・グループであること。

※原則は上記保育サービス講習会の修了生の団体・グループ等が加入対象となりますが、特例として都道府県等又は市区町村が実施する「子育て支援員研修」の「地域保育コース（地域型保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）」を修了した後に、保育サービス講習会対応テキストを購入し、講座項目（事業を円滑に進めるために）を受講した者は、保育サービス講習会修了生と同等とみなします。

加えて、「保育サービス講習会オンラインコース」修了生についても、保育サービス講習会対応テキストを購入し、上記講座項目を受講した場合、保育サービス講習会修了生と同等とみなします。

この保険は、（1）普通傷害保険（2）賠償責任保険の2つの保険で構成されています。

保険契約者は、一般財団法人女性労働協会となります。

お申込人となれる方は女性労働協会がカリキュラムを提供している保育サービス講習会を修了した修了生で構成された団体・グループに限ります。この制度で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、（1）普通傷害保険は「子育て支援活動の提供会員、被提供会員の全員」、（2）賠償責任保険は p. 3 をご参照ください。

申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

（1）普通傷害保険 ＜行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険＞

この保険は、保険期間中に被保険者が下記に掲げる管理下中において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ※」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

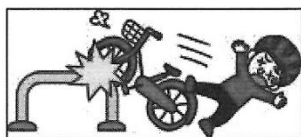
◆保険金をお支払する主な場合

- ・提供会員が、保育サービスの提供中および集合・解散場所と自宅との往復途上に急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合にお支払いします。
- ・子ども・要介護者がサービスを受けている間および集合・解散場所と自宅との往復途上に急激かつ外来の事故によって傷害を被った場合にお支払いします。

※保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

商品の仕組み 傷害保険普通保険約款＋行事参加者の傷害危険補償特約＋[行事参加者用]往復途上傷害危険補償特約＋保険料確定特約（包括契約特約用）

（例）



グループ活動中、自転車で転倒してケガをした



グループ活動からの帰り道、自転車事故にあつてケガをした



グループ活動中、預かっている子ども同士がぶつかってケガをした

◆保険料

提供会員数・子ども/要介護者数（ ）人※ × 21 円

※48 人以下の場合は人数に応じて運営費を頂戴いたします。金額は別途ご案内します。

※前年度の実績人数に応じて保険料を計算します。

※上記は行事区分 A（遊戯、ハイキング、親子親睦会、おゆうぎ会、乳幼児教室、会議、会合 等）の保険料です。

上記以外にも保険の対象となる行事（レクリエーション）があります。記載のない行事（レクリエーション）の引受けの可否については代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

◆保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、後記「※印の用語のご説明（普通傷害保険）」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払する場合	保険金のお支払額
傷害保険金	死亡保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	[保険金額(※)の全額] (※)保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、保険金額(※)からその額を差し引いてお支払いします。 (※)保険金額とは、p.2「◆補償内容」に記載の保険金額をいいます。
	後遺障害保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害※が発生した場合	[保険金額(※)] × [約款所定の保険金支払割合(100%~4%)] (※)保険期間を通じ、合算して保険金額(※)が限度となります。 (※)保険金額とは、p.2「◆補償内容」に記載の保険金額をいいます。
	入院保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院※した場合	[入院保険金日額] × [入院日数] (※)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。
	手術保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術※を受けた場合	①入院中に受けた手術・・・[入院保険金日額] × [10] ②上記①以外の手術・・・[入院保険金日額] × [5] (※)1事故につき1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとしします。
	通院保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、約款所定の通院※(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。)をした場合	[通院保険金日額] × [通院日数] (※1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 (※2)通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師※の指示によりギブス等※を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

(※)既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

◆保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、後記「※印の用語のご説明（普通傷害保険）」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※を付しています。）

傷害保険金（死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金） ・脳疾患、病気または心神喪失によるケガ※ ・妊娠、出産、早産または流産によるケガ ・自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用して運転中のケガ ・乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ・ビッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ・入浴中の溺水※(引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ・原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 など	
(注1) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (注2) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	

◆補償内容

保険金の種類	保険金額
死亡保険金	300 万円
後遺障害保険金	300 万円 (後遺障害の程度に応じ約款所定の保険金支払割合 (100%~4%))
入院保険金	3,000 円
手術保険金	入院中の手術 : 30,000 円(入院保険金日額 × 10 倍) 入院中以外の手術 : 15,000 円(入院保険金日額 × 5 倍)
通院保険金	2,000 円

(2) 賠償責任保険 <施設所有(管理)者特別約款+受託者特別約款>

この保険は、子育て支援活動の運営、物品の保管・管理者である皆さまのさまざまな賠償責任リスクについて、1年間を通じて補償します。

◆保険金をお支払いする主な場合

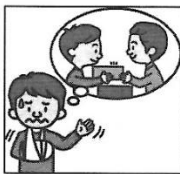
- ・グループ活動中の不注意によって発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、提供会員^(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ・グループ活動中に他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、提供会員^(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ・グループ活動中に提供した飲食物に起因して保険期間中または保険期間終了時から72時間以内に第三者に身体障害を与えたことにより、提供会員^(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注) 以下の「◆申込人・被保険者」に規定する「被保険者」をさします。

※保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

商品の仕組み 賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約(自動セット)、賠償責任保険追加特約(自動セット)
+ 施設所有(管理)者特別約款 + 飲食物危険補償特約
+ 受託者特別約款

(例)



グループ活動中に子どもにケガをさせたことにより賠償責任を負った場合



グループ活動中に提供した食べ物が原因で賠償責任を負った場合



グループ活動中に他人から預かった財物を傷つけてしまい賠償責任を負った場合

◆申込人・被保険者

申込人・記名被保険者は、女性労働協会がカリキュラムを提供している保育サービス講習会の修了生で構成された団体・グループに限ります。

被保険者は、当該団体・グループの構成員である保育サービス講習会修了者およびそれと同等とみなされる者(本パンフレットp.1の「加入要件」に記載の通り。)となります。

◆補償内容

区分	支払限度額
対人賠償	1名につき2億円(免責金額：なし) 1事故および保険期間中 5億円(免責金額：なし)
対物賠償	1事故および保険期間中 500万円(免責金額：なし)
受託物賠償	1事故および保険期間中 10万円(免責金額：1事故につき5千円)

◆保険料

提供会員数^(注)が1,003人までは5,000円

(注) 1年間の延べ活動人数の予測値。1,004名以上の場合は個別に算出します。

◆お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金※	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)

②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
損害の種類	内容
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から前記「◆補償内容」記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、「◆補償内容」記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

※被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。

◆保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

《普通保険約款でお支払いしない主な場合》 ○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(受託者特別約款においては適用されません。) ○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(受託者特別約款においては適用されません。) ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ○地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ○液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。) ○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) 等 《賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合》 ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。 ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引 ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病 ◇石綿等の飛散または拡散 ○直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害(サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。) 《施設所有(管理)者特別約款でお支払いしない主な場合》 ○施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ○航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○昇降機(財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。 ○施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
--

- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
→「飲食物危険補償特約」（自動セット）により一部補償できます。
- 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）等
《飲食物危険補償特約（施設所有（管理）者特別約款に自動セット）でお支払いしない主な場合》
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害
- 提供した飲食物の回収措置（回収、廃棄、検査、交換またはその他の適切な措置をいいます。）に起因する損害 等
《受託者特別約款でお支払いしない主な場合》
- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出に起因する損害
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の目滅り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害
- 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 被保険者が管理または使用するヨット、セーラーボート、モーターボート等の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※印の用語のご説明（普通傷害保険）

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるもの

を含みます。

(*) いずれもそのための練習を含みます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを※を除きます。

●「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度※における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

② 先進医療※に該当する診療行為(*2)

(*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(*2) ②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

重要事項のご説明

以下は普通傷害保険に関する重要事項(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項、被保険者にとって不利益になる事項等特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

◆契約概要のご説明(行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険)

1. 商品の仕組み

この保険は、保険期間中に被保険者が下記に掲げる管理下中において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」といいます)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

商品名	行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約
セットされる特約	行事参加者の傷害危険補償特約・[行事参加者用]往復途上傷害危険補償特約・保険料確定特約(包括契約特約用)
被保険者の範囲	子育て支援活動の提供会員、被提供会員